

令和 6 年度第 2 回庁議提案 審議・報告・その他

提 出 日：令和 6 年 4 月 23 日

担当部・課：保健福祉部健康推進課〔内線 2415〕

① 件 名
令和 6 年度以降の新型コロナワクチン接種の実施について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
【背景】 新型コロナワクチンについては、令和 3 年 2 月以降、まん延予防上緊急の必要があることから全額公費による「特例臨時接種」として実施してきたが、感染状況の落ち着きにより「特例臨時接種」は令和 5 年度をもって終了し、令和 6 年度以降はインフルエンザと同様の定期接種として実施することとなった。 【目的】 新型コロナワクチンの接種に当たり、高齢者等に接種費用の一部を助成することでワクチン接種を促進し、感染予防及び重症化を防ぐもの。
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【根拠法令】 予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号） 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
令和 5 年 11 月 厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会で令和 6 年度以降の定期接種化決定 令和 6 年 4 月 予防接種法施行令等関係法令の一部改正
⑤ 主な内容
【対象者】 ア：65 歳以上の高齢者 イ：60～64 歳で、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活が極度に制限される方、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方 【回数・時期】 秋冬の時期に年 1 回の接種。 【自己負担額】 3,000 円（接種費用（見込み）：15,300 円程度－国助成金：8,300 円 －市負担額：4,000 円） ※参考 インフルエンザワクチンの場合 自己負担額：1,500 円（接種費用：5,500 円－市負担額：4,000 円） 【自己負担金の免除対象者】 生活保護法による被保護世帯に属する者 【石巻市予防接種費用助成要綱に基づく助成】 対象者：接種対象者で、入院、施設入所等の理由により、市の指定する医療機関以外において自己負担により接種を受けた者 助成額：本市設定自己負担額との差額（医師会と契約締結した委託料を上限）

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
【影響・効果】 感染を予防し、重症化を防ぐことができる。 【市財政への負担】 事業費 約 350,000 千円 財 源 国費 約 230,000 千円 一般財源 約 120,000 千円（うち 3 割について普通交付税措置）
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
他市町村においても令和 6 年度から定期接種化される。
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
令和 6 年 6 月 市議会第 2 回定例会に関係補正予算案について提案 石巻市新型コロナウイルスワクチン予防接種実施要綱の制定 （告示の日から施行（附則で石巻市予防接種費用助成要綱を改正）） 石巻市医師会及び桃生郡医師会と契約 令和 6 年 10 月 接種開始予定
⑨ その他
定期接種以外で接種を希望する方は、任意接種として自費で接種を受けていただく。